

苦情(再苦情)の申立てに対する回答書

第 号
年 月 日

様

入札担当課長等又は契約担当課長等

年 月 日付けの苦情(再苦情)の申立てについて、下記のとおり回答します。

記

1 苦情(再苦情)の申立てがあった工事

工事名

2 回答

(教示)

この回答書による説明に不服のあるときは、回答の日から7日以内（千葉県の子休日を定める条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。）に、知事(又は、教育委員会委員長、企業局長、病院局長)に対して再苦情の申立てをすることができます。

なお、再苦情申立書の提出先は、次のとおりです。

郵便番号
住 所
機 関 名
電話番号

(担当)

〇〇課〇〇班
職・氏名
電話番号

注1 この申立書は、書留等配達日が特定できる郵便により申立者に送付すること。

2 教示は、苦情の申立てに対し回答する場合に限り記載すること。